

○オタイコ・ヒルズ条例施行規則

平成 17 年 2 月 1 日

規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、オタイコ・ヒルズ条例（平成 17 年越前町条例第 14 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、オタイコ・ヒルズの施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設設備の利用申請及び許可)

第 2 条 オタイコ・ヒルズの施設及び設備を利用する者は、様式第 1 号の申請書により条例第 4 条に規定する指定管理者の許可を得なければならない。ただし、研修宿泊施設「おた倶楽部」宿泊利用及びレストラン「オタイコ」シャワールーム利用の場合は、許可申請書の提出を省略できる。

(利用料金の減免の申請)

第 3 条 条例第 10 条の規定により、減免を受けようとするものは、様式第 2 号の申請書により、承認を受けなければならない。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の織田町オタイコ・ヒルズの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 6 年織田町規則第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 4 年 12 月 1 日規則第 21 号）

この規則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。